

第 372 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 372 回三木市議会定例会（令和 4 年 9 月 1 日開会）に提出する議案 16 件（条例関係 5 件、補正予算関係 4 件、決算の認定関係 7 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 44 号議案 三木市太陽光発電施設の設置に関する条例の制定について (建築住宅課)

ア 制定理由

市内の太陽光発電施設の設置が、災害並びに公害の防止及び景観並びに生活環境の保全に配慮しながら適正に行われるよう必要な事項を定め、地域社会との調和を図るため三木市太陽光発電施設の設置に関する条例を制定する。

イ 制定内容

(ア) 適用範囲

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）に基づく県への届出対象とならない太陽光発電施設のうち、発電出力 50 キロワット以上、5,000 m²未満の太陽光発電施設（以下「太陽光施設」という。）について適用する。

(イ) 市、設置者等の責務

条例の目的が達成されるよう、市、設置者及び管理者等について、それぞれの責務を定める。

- a 市は施設基準が遵守され、条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じる。
- b 設置者等は、周辺地域等の景観及び生活環境に配慮し、近隣関係者との良好な関係の構築に努める。

(ロ) 禁止区域及び施設基準

太陽光施設について禁止区域及び施設基準を設ける。

- a 砂防法等の法律で規定された、災害の防止及び環境の保全が必要な区域を事業の禁止区域とする。
- b 太陽光施設に対して、公害の防止及び景観並びに生活環境の保全を目的に施設基準を設ける。

(ハ) 設置工事等の手続き

設置(変更)工事、設置(変更)工事の完了、廃止に係る手続きを定める。

- a 近隣関係者への説明
 - b 市長との協議
 - c 設置(変更)工事の着手の30日前までに事業計画を市へ届出
 - d 設置(変更)工事の完了届
 - e 廃止届
- (オ) その他

この条例の施行に関し必要があるときは、市長が設置者等に対し、指導又は助言を行い、指導に従わない場合等に行う措置について定める。

ウ 施行期日

令和5年4月1日

エ 経過措置

(ア) 施行日の前日までに設置された太陽光施設への適用

条例の施行日の前日までに設置された太陽光施設は、維持管理並びに廃止に関する規定及び行政指導(報告、指導・助言、勧告・公表)に関する規定について適用する。

(イ) 施行日以後に増設された太陽光施設への適用

条例の施行日以後に事業計画の変更により増設する場合については、増設される部分のみに対して禁止区域や施設基準を適用する。

(2) 第45号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務課)

ア 改正理由

令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進を更に進めるための方策の一つとして、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされている。

この措置のうち、育児参加休暇に係る人事院規則の改正に準じて、職員の勤務時間等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

育児参加休暇(男性職員のための休暇で、配偶者が出産する際に、小学校就学前の子の養育のために取得する5日以内の休暇)の対象期間を子が1歳に達する日(現行:産後8週間を経過する日)までに拡大する。

ウ 施行期日

令和4年10月1日

**(3) 第46号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について（総務課）**

ア 改正理由

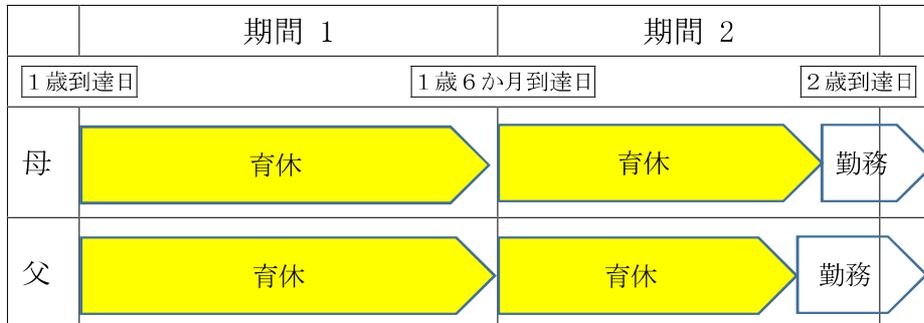
前記(2)アにおける「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うための「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第35号）の施行及び人事院規則改正（令和4年6月17日改正）に基づき、職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」の規定を整備
 - a 育児休業終了後3か月を経過したことにより再度取得できる規定を削除（法律改正により、3か月を経過しなくても育児休業を2回取得することが可能となったため）
 - b 任期を定めて採用された職員が任期を更新されたときに再度の取得ができる対象職員を、任期付職員や臨時的任用職員にも拡大（現行：非常勤職員に限る。）
- (イ) 非常勤職員の「子の出生後8週間以内の育児休業」の取得要件の緩和
子の出生後8週間以内に育児休業をする場合の任期に関する要件を「子の出生日から起算して8週間と6月（約8か月）を経過する日まで」に緩和する。（現行：子が1歳6か月に達する日まで。）
- (ウ) 非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化
「1歳以降2歳までの子の育児休業」をする場合に、夫婦が交替で取得するための規定を整備する。

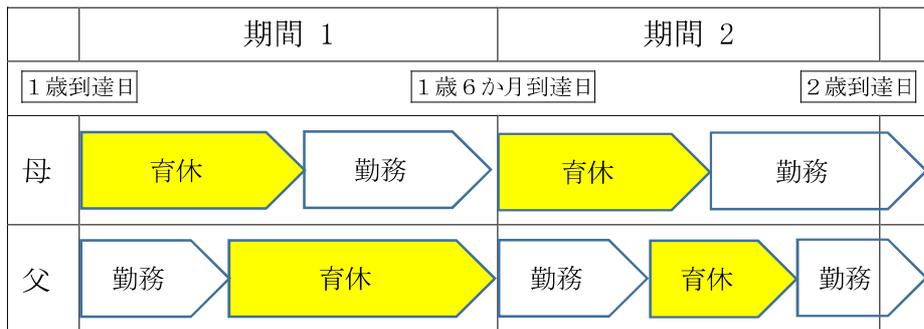
【現行】

開始時期が1歳又は1歳6か月時点に限られるため、期間中の途中交替ができない（父と母が逆になることは可能）



【改正後】

開始時点を柔軟化することで、夫婦が育児休業を途中交代できる（父と母が逆になることも可能）



ウ 施行期日

令和4年10月1日

(4) 第47号議案 三木市税条例及び三木市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例及び三木市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 個人住民税関係

a 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用対象となる居住年及び期限を次のとおり改める。

	現行※	改正後
居住年	令和3年末まで	令和7年末まで
適用対象の個人住民税	令和15年度分	令和20年度分

※ 令和15年度分の個人住民税まで適用対象となるのは、令和2年中に居住した者で、13年の控除期間が適用される場合

b 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

個人住民税について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税における課税方式と一致させる措置を講ずる。

c 合計所得金額に係る規定の整備

給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に退職手当等を有する配偶者及び扶養親族の氏名等の記載事項を追加する。

ウ 施行期日

(ア) イ(ア) a、c 令和5年1月1日

(イ) イ(ア) b 令和6年1月1日

**(5) 第48号議案 三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(都市政策課)**

ア 改正理由

令和4年度中にリニューアル工事を行う三木スケートボードパークについて、令和5年度から有料公園施設に追加し、使用料を徴収するため、三木市都市公園条例を改正する。

イ 改正内容

(ア) 有料公園施設としてスケートボードパークを加える。

(イ) スケートボードパークの供用日及び供用時間を加える。

施設の名称	供用日	供用時間	
		区分	時間
三木スケートボードパーク スケートボード場	1月5日から12月27日まで ただし、木曜日は休場日とする。	1月5日から 3月31日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
		4月1日から 9月30日まで	午前8時30分から 午後6時30分まで
		10月1日から 12月27日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで

(ウ) スケートボードパークの使用料を加える。

施設の名称	単位	金額	摘要
三木スケートボードパーク スケートボード場	1人1年につき	2,000円	1年とは、使用料を支払った日から1年を経過する日までの期間をいう。

ウ 施行期日

令和5年4月1日

2 補正予算関係 【別添「令和4年度9月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第49号議案 令和4年度三木市一般会計補正予算(第6号)
- (2) 第50号議案 令和4年度三木市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (3) 第51号議案 令和4年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (4) 第52号議案 令和4年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

3 決算の認定関係 【別添「令和3年度決算見込の概要」参照】

- (1) 第53号議案 令和3年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 第54号議案 令和3年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第55号議案 令和3年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 第56号議案 令和3年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 第57号議案 令和3年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第58号議案 令和3年度三木市水道事業会計決算の認定について
- (7) 第59号議案 令和3年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

問い合わせ 三木市総合政策部企画政策課
電話 0794-82-2000 (内線 2481)

令和4年度9月補正予算（案）の概要

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の対象者拡大（医療従事者等）及びオミクロン株対応ワクチンの接種に要する費用の追加のほか、ふるさと納税寄附金の増加を図るため事業者による魅力ある返礼品の開発に対する支援など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

あわせて、各会計の令和3年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金を増額します。

1 予算の規模

（単位：千円）

会計名（補正号数）	補正前の額	補正額	計
一般会計（第6号）	35,189,936	855,224	36,045,160
介護保険特別会計（第2号）	7,300,345	55,392	7,355,737
後期高齢者医療事業特別会計（第2号）	1,525,833	31,090	1,556,923
学校給食事業特別会計（第2号）	278,000	634	278,634

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計】

(1) 新型コロナウイルス オミクロン株対応ワクチンの接種等【国庫補助】

307,028千円

[健康福祉部 ワクチン接種対策室]

新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチンの接種及び従来ワクチンの追加接種（4回目）の対象者拡大（医療従事者等）の方針を受けて、引き続きコールセンターや大規模接種会場を設けるなど、希望する方が円滑に接種を受けることができるように体制を整備します。

区分	接種対象者	
	変更前	変更後
追加接種（4回目）	3回目接種を完了した、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方	左記に加え、3回目接種を完了した、18歳以上60歳未満の医療機関、高齢者施設等の従事者
オミクロン株対応ワクチン接種		初回接種（2回目接種まで）を完了した方

(2) 新型コロナウイルス抗原検査キットを配布

5,030 千円

[健康福祉部 健康増進課]

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大による医療のひっ迫を受けて、医療を必要とする方が適切な医療サービスを受けられるよう、症状が軽く基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方に、無料で抗原検査キットを配布します。

対象者：以下の全てを満たす方
・2歳以上59歳以下の三木市民の方
・基礎疾患がなく、肥満（BMI30以上）でない方
・妊娠していない方
・軽症（呼吸困難がなく、水分補給ができてい）の方
申込方法：電話若しくはホームページから申し込み

(8月12日から現計予算を活用して配布開始。)

(3) 県内初！魅力ある「ふるさと納税返礼品」の開発を支援

5,000 千円

[総合政策部 縁結び課]

魅力ある「ふるさと納税返礼品」を新たに開発する事業者に対し、「ふるさと納税型クラウドファンディング」を活用して集まった寄附額に応じて返礼品の開発等に係る経費を支援します。(別添資料参照)

(4) 前年度決算剰余金を財政基金に積立

468,735 千円

[総務部 財政課]

三木市財政基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、前年度決算剰余金の一部（1/2以上）を財政基金に積み立てます。

令和3年度決算見込みにおける剰余金の額 937,469 千円

(5) スマート農業機械の導入を支援【県補助】

6,280 千円

[産業振興部 農業振興課]

県の「農業経営スマート化促進事業」を活用し、法人化や雇用拡大に取り組む経営体のスマート農業機械等の導入を支援します。

補助率	1/3
支援対象	2経営体



(6) 交付金の増額を受けた事業の前倒し【国庫補助】 38,900 千円

[都市整備部 道路河川課]

国の社会資本整備総合交付金が当初の想定より増額して交付されることになったことを受けて事業を前倒しで実施するため、交付決定額に合わせて事業費を増額します。

(単位：千円)

路線名	補正額	内容
市道福井線	13,500	舗装工事
市道花尻城山線	25,400	歩道改良工事、舗装工事

(7) 公共交通事業者の運行継続を支援 3,200 千円

[都市整備部 交通政策課]

新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む神戸電鉄㈱及びバス事業者に対し、県に随伴して支援を行います。

(単位：千円)

区分	補正額	対象事業者
鉄道	1,600	神戸電鉄
バス	1,600	神姫バス、神姫ゾーンバス、ウエスト神姫

(8) その他の補正 21,051 千円

(単位：千円)

内容	補正額	所管課名	備考
ふるさと納税寄附金の積立	5,000	総務部 財政課	ふるさと納税型クラウドファンディングによる寄附金の積立
生活保護システムの改修	2,100	健康福祉部 福祉課	医療扶助オンライン資格確認対応
高齢者福祉センター非常用放送設備の更新	583	健康福祉部 福祉課	
自宅療養者への食糧支援	2,140	健康福祉部 健康増進課	配布予定数の増加
危険木の伐採	3,780	産業振興部 観光振興課、 教育振興部 学校教育課	歴史の森公園、教育センター南側の危険木伐採

内 容	補正額	所管課名	備 考
過年度国庫支出金の返還	27,548	健康福祉部 子育て支援課	
花火大会事業補助金	△19,100	市民生活部 市民協働課	みっきい夏まつり
地域まちづくり事業補助金	△1,000	市民生活部 市民協働課	三木さんさんまつり

(9) 【歳入】 普通交付税等の決定に伴う補正

普通交付税及び臨時財政対策債を決定額に合わせて補正します。
また、令和3年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金を増額します。

(単位：千円)

名 称	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
普通交付税	4,809,500	259,223	5,068,723
臨時財政対策債	800,000	△388,761	411,239
繰越金	1	937,468	937,469

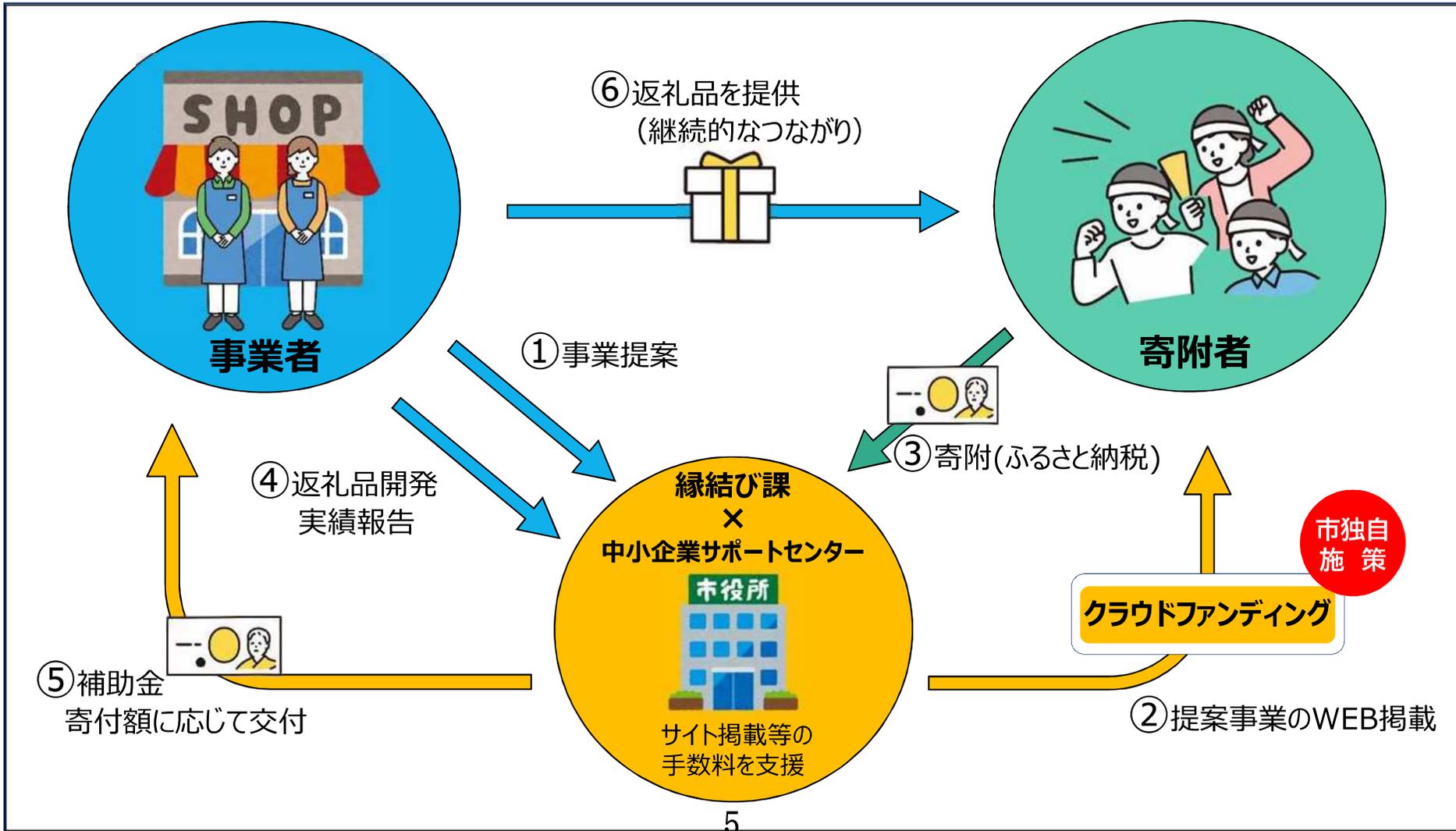
【特別会計】

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課
介護保険特別会計	55,392	前年度決算剰余金の積立 及び国・県交付金の返還	健康福祉部 介護保険課
後期高齢者医療事業 特別会計	31,090	前年度決算剰余金を県後期高 齢者医療広域連合に納付	健康福祉部 医療保険課
学校給食事業特別会計	634	前年度決算剰余金及び消 費税還付金の積立	教育総務部 教育施設課

事業名 三木市ふるさと納税返礼品開発支援事業 (総合政策部縁結び課)		事業費 : 500万円
---	--	--------------------

魅力ある返礼品のさらなる開発を促進するため、新たな資金調達方法である「ふるさと納税型クラウドファンディング」を活用し、開発を支援することによって、ふるさと納税の寄附額のアップを目指します。
 ※ふるさと納税型クラウドファンディング…クラウドファンディングとはインターネットを介して寄附を募る仕組み。ふるさと納税型クラウドファンディングはその仕組みを使って、ふるさと納税で寄附できることが特徴。



令和3年度決算見込の概要



三木市 Miki City

目次

- 1 一般会計の決算総括
- 2 一般会計の決算内訳
- 3 一般会計の主な取り組み
- 4 一般会計の市債残高と基金残高の推移
- 5 財政健全化指標
- 6 特別会計の決算
- 7 企業会計の決算

(参考1) 北播磨総合医療センター企業団の決算

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

1 一般会計の決算総括

- 令和3年度の決算は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものとなっており、新型コロナウイルスワクチン接種の実施や住民税非課税世帯及び子育て世帯への給付金の支給など様々な対策を実施したことで、収入・支出ともに過去2番目の規模となった。
- 収入と支出の差引額は9.9億円で、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質的な収支は9.4億円の黒字となった。

区 分	令和3年度 決算見込額 A	令和2年度 決 算 額 B	増 減 額 (A - B)
収 入 額 ①	375億 755万円	415億5,533万円	△40億4,778万円
(うち基金繰入額)	(1.6億円)	(9.1億円)	(△7.5億円)
支 出 額 ②	365億1,427万円	412億7,939万円	△47億6,512万円
収支差引額 (① - ②) ③	9億9,328万円	2億7,594万円	7億1,734万円
翌年度へ繰り越す財源 ④	5,581万円	1億8,535万円	△1億2,954万円
実質収支額 (③ - ④) ⑤	9億3,747万円	9,059万円	8億4,688万円

1 一般会計の決算総括（つづき）

○ 令和3年度決算の収支が令和2年度決算に比べて改善したのは、普通交付税と臨時財政対策債がコロナ禍の影響で市税や譲与税、交付金などの収入が減少することを見込んで算定されたことで大幅に増額となった一方、減少を見込んでいた市税の減少は想定よりも小さく、地方消費税交付金や地方特例交付金などの交付金が増加したことで、一般財源（国や県からの交付金のように用途が特定されず市が自由に使える収入）が大きく増加したことによるものである。

これらは、コロナ禍における市の収入への影響が、国の想定よりも小さかったことで生じた一過性のものであり、決して三木市の財政状況が好転したものではない。

なお、令和3年度に過大に交付された普通交付税等は令和4年度以降の交付額において減額されることになる。

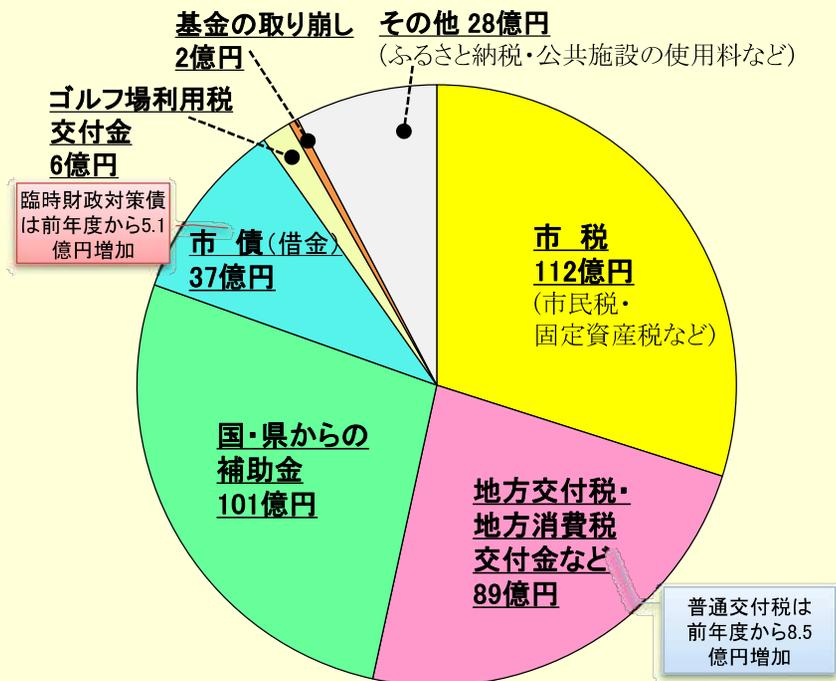
一方、一般財源ベースで支出を比較すると令和2年度に比べて増加している。収入の増加が一過性のものであることから、支出が収入を上回るという財政状況の根本的な問題が解決したわけでは無く、引き続き財政健全化に向けての取り組みが必要である。

主な収入（一般財源）の比較

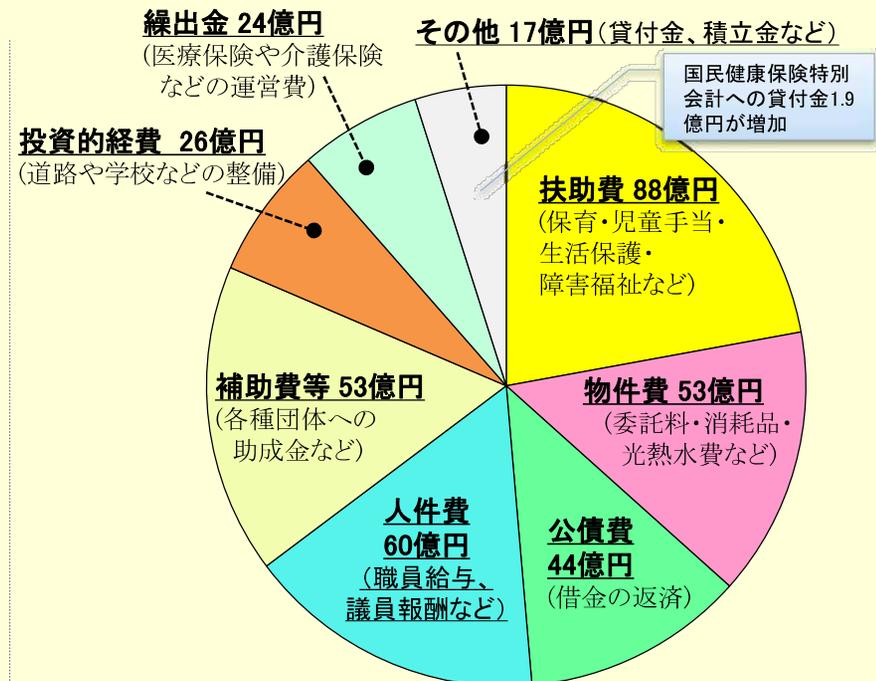
項目	令和3年度 決算見込額(A)	令和2年度 決算額(B)	差引 (A-B)
市税	112億5,114万円	113億 353万円	△5,239万円
譲与税・交付金	34億 141万円	27億4,516万円	6億5,625万円
普通交付税	52億8,591万円	44億3,283万円	8億5,308万円
臨時財政対策債	14億8,240万円	9億7,510万円	5億 730万円

2 一般会計の決算内訳

歳入(375億円)



歳出(365億円)



決算の特徴

- 国・県からの補助金は、住民税非課税世帯や子育て世帯への給付金に対する補助金が増加となった一方で、特別定額給付金交付補助金77億円が減となったことなどで前年度から55億円減少。
- 地方交付税・地方消費税交付金は、普通交付税がコロナ禍における市税等の減収を見込んで交付されたことなどで前年度から15億円増加。
- ふるさと納税寄附金は、前年度に比べて1.3億円増加し、過去最高の6.1億円。

- 補助費等は、前年度に国の特別定額給付金の支給が終了した事などで、前年度から82億円減少。
- 扶助費は、住民税非課税世帯や子育て世帯への給付金の支給などで前年度から19億円増加。
- 公債費は臨時財政対策債などの償還額の増加や過去に長期で借り入れた市債の借り換えの増加などで前年度から6億円増加。
- 国民健康保険特別会計の累積赤字解消のため、同特別会計への繰出金及び貸付金が増加。

3 一般会計の主な取り組み

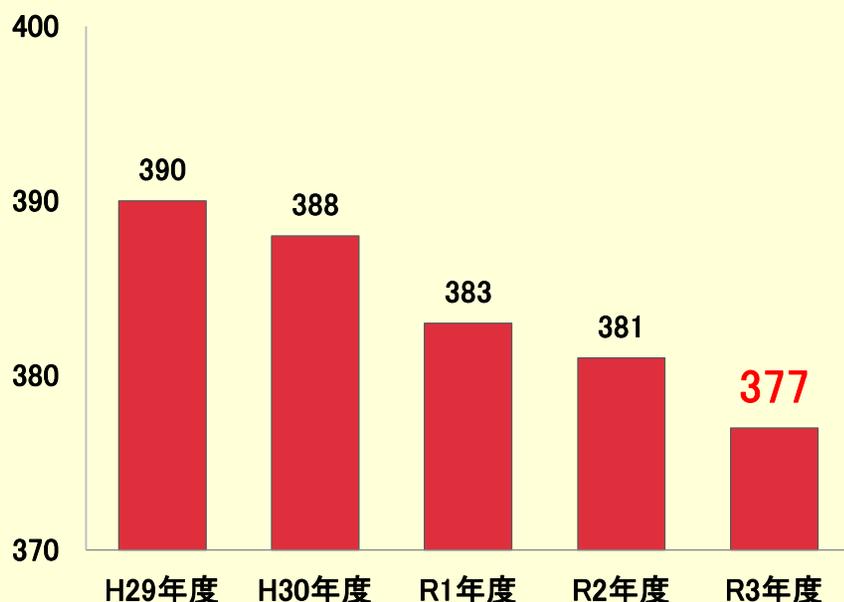
○ 令和3年度における一般会計の主な取り組みを紹介します。

取組内容 (新型コロナウイルス感染症対策等)	事業費 (百万円)	取組内容	事業費 (百万円)
子育て世帯に児童1人10万円の未来応援給付金等の支給	1,006	イノシシやアライグマなどの有害鳥獣対策の実施	51
新型コロナウイルスワクチン接種の実施 (1回目～3回目)	656	緑が丘中学校及び吉川小学校の統合に伴うスクールバスの運行	42
住民税非課税世帯に1世帯10万円の臨時特別給付金の支給	745	(仮称)三木スマートインターチェンジ整備のための測量、設計の実施	41
低所得の子育て世帯に児童1人5万円の 子育て世帯生活支援特別給付金の支給	68	吉川支所の吉川健康福祉センターへの移転による支所機能の一元化と、旧吉川支所を活用した多世代交流スペースの整備	38
時短要請に応じた飲食店に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給	54	地域防災計画の見直し、ため池ハザードマップの作成	25
水稻生産者に作付け面積に応じて水稻生産継続支援金の支給	36	吉川地域でのデマンド型交通の運行開始	17
市内商店街のお買物券の発行(プレミアム率30%)の支援	18	国民健康保険税の軽減や国民健康保険特別会計の累積赤字解消のための繰出及び貸付	1,165

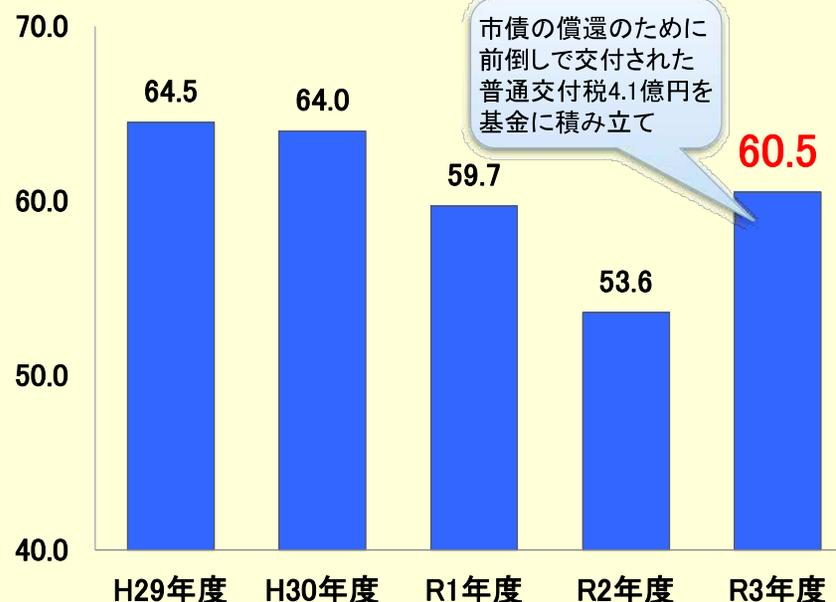
4 一般会計の市債残高と基金残高の推移

- 市債の残高は、国・県補助金の活用などで新たな市債の発行を抑制したことで、市債の発行額が過去に発行した市債の償還額を下回り、4億円減少して377億円となった。
- 基金の残高は、後年度の臨時財政対策債の償還財源として前倒しで交付された普通交付税4.1億円やふるさと納税寄附金、前年度決算剰余金の一部など8.5億円を積み立てる一方、ふるさと納税寄附金の活用などのため1.6億円を取り崩し、前年度より6.9億円増加の60.5億円となった。

市債残高（単位：億円）



基金残高（単位：億円）



5 財政健全化指標

- 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字決算のため該当なし。
- 実質公債費比率は4.6%で、前年度から1.1%悪化。
- 将来負担比率は35.3%で、前年度から4.3%改善。
- 経常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債の増加などにより7.1%改善。

(単位：%)

区 分	三 木 市			国の定める基準値	
	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	差 引 (A-B)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.51	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.51	30.00
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	4.6	3.5	+ 1.1	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	35.3	39.6	△ 4.3	350.0	
経 常 収 支 比 率	87.6	94.7	△ 7.1		

「—」は、黒字決算のため該当なし

6 特別会計の決算

- 特別会計は、全会計が黒字決算
- 国民健康保険特別会計は、一般会計からの繰出金及び貸付金を受けて、令和3年度末までの累積赤字を解消
- 介護保険特別会計は、介護予防の取り組みなどにより、計画より介護給付費の伸びが抑えられたため、0.5億円の黒字

区 分	令和3年度決算					(参考) 令和2年度 実質収支額
	収 入 額 (A)	支 出 額 (B)	収支差引額 (C=A-B)	翌年度へ 繰り越す財源 (D)	実質収支額 (E=C-D)	
国 民 健 康 保 険	93億7,472万円	93億7,472万円	0	0	0	△2億8,564万円
介 護 保 険	72億2,058万円	71億7,190万円	4,868万円	0	4,868万円	1億2,208万円
後期高齢者医療事業	14億5,436万円	14億2,327万円	3,109万円	0	3,109万円	3,152万円
学 校 給 食 事 業	2億7,785万円	2億7,785万円	0	0	0	159万円

7 企業会計の決算

- 水道事業会計は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として半年間の水道料金減免を実施したことで赤字決算となったが、令和3年度の当年度純損益は2億円の黒字
- 下水道事業会計は、人口減少などによる下水道使用料の減少に加え、一般会計からの繰入金
の減少などで、当年度純損益は前年度より0.8億円少ない1.2億円の黒字

区 分		令和3年度			(参考) 令和2年度 収支額
		収入額 (A)	支出額 (B)	収支額 (C=A-B)	
水道事業	収益的収支	17億4,488万円	15億4,455万円	2億 33万円	△7,759万円
	資本的収支	1億4,181万円	8億1,656万円	△ 6億7,475万円	△ 3億7,463万円
下水道事業	収益的収支	24億 655万円	22億8,322万円	1億2,333万円	2億 447万円
	資本的収支	16億6,669万円	25億 517万円	△ 8億3,848万円	△ 8億6,210万円

(金額は税抜き)

(参考1) 北播磨総合医療センター企業団の決算

- 令和2年度下期からの経営改善の取り組みや、令和3年5月に新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、病床確保による休床補償を受けたことなどで経常損益は13.2億円、純損益は13億円の黒字となった。
- 新たに「がん総合診療センター」及び「先端医療センター低侵襲手術部門」を設置したほか、チーム医療の更なる強化を目的とし、「呼吸器センター」、「外来化学療法センター」及び「口腔機能管理センター」の3つのセンターを新設。

区 分	令和 3年度 (A)	令和 2年度 (B)	増 減 (A-B)
病院事業収益	190.3億円	172.1億円	18.2億円
うち入院収益	104.9億円	100.7億円	4.2億円
うち外来収益	45.2億円	42.6億円	2.6億円
病院事業費用	177.3億円	176.6億円	0.7億円
うち職員給与費	75.4億円	75.4億円	0億円
うち材料費	48.1億円	46.7億円	1.4億円
経常損益	13.2億円	△ 4.7億円	17.9億円
純 損 益	13.0億円	△ 4.5億円	17.5億円

項 目		令和 3年度 (A)	令和 2年度 (B)	増 減 (A-B)
入院	患者数 (1日当たり)	351人	349人	2人
	平均単価	82,291円	78,850円	3,441円
外来	患者数 (1日当たり)	1,057人	1,006人	51人
	平均単価	17,684円	17,310円	374円
内部留保資金		14.6億円	1.4億円	13.2億円

(金額は税抜き)

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

【一般会計】

(単位：千円)

分類	事業費	財源内訳					主な事業
		国・県補助金	地方債		その他	一般財源	
			うち臨時交付金				
経済対策・事業者支援	509,782	269,575	253,278	0	0	240,207	テイクアウト応援事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、水稲生産継続支援金給付事業、指定管理施設事業継続支援金 など
教育環境整備等	5,927	4,815	3,921	0	0	1,112	アフタースクールWi-Fi環境整備、スクールサポートスタッフの配置、新たな連絡ツール（すぐる）の導入、オンライン学習環境の整備 など
子育て支援	1,013,538	1,013,538	7,086	0	0	0	子育て世帯未来応援給付金、ひとり親世帯等への食料支援、子ども子育て支援システムの改修
生活支援	772,058	768,698	7,287	0	0	3,360	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、新型コロナ生活困窮者自立支援金、新型コロナセーフティネット強化事業、自宅療養者支援事業 など
感染拡大防止	932,162	894,193	167,467	12,500	0	25,469	新型コロナワクチン接種事業、タブレット端末の導入、避難所や学校園等のコロナ対策物品購入、介護事業所等へのコロナ対策物品購入支援 など
合計	3,233,467	2,950,819	439,039	12,500	0	270,148	

【特別会計】

(単位：千円)

分類	会計	事業費 (減免額)	財源内訳 (減免に対する支援等)					主な事業
			国・県補助金	地方債		その他	一般財源	
				うち臨時交付金				
生活支援	国保	(※) 4,232	4,232	0	0	0	0	保険税の減免
		300	300	0	0	0	0	傷病手当金の支給
	介護	(※) 575	575	0	0	0	0	保険料の減免
	後期	(※) 107						保険料の減免 (減収分は広域連合に補助金が交付されるため、財源内訳は空欄としている。)
合計		(※) 5,214	5,107	0	0	0	0	

※減免については収入の減少額を事業費として計上。

令和4年9月定例市議会提出議案（追加提案）

令和4年9月29日 市長提案

第60号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第61号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第62号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第63号議案	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第64号議案	令和4年度三木市一般会計補正予算（第7号）
【別添「令和4年度9月補正予算（案）（追加分）の概要」参照】	

令和4年度9月補正予算（案）[追加分]の概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰により家計への負担が増加していることから、特に影響の大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を速やかに給付するための経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)	補正前の額	補正額	計
一般会計(第7号)	36,045,160	465,000	36,510,160

2 補正予算（案）の内容

(1) 住民税非課税世帯に緊急支援給付金を給付【国庫補助】 465,000千円

[健康福祉部 福祉課]